

水田経営所得安定対策

(収入減少影響緩和対策)

詳しく知りたい方へ!

の概要

都府県の皆様用



Ver.3.2

このパンフレットは、随時更新します。(平成23年10月現在。)

最新の内容については、農林水産省ホーム・ページ／水田・畑作経営所得安定対策パンフレット
(http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/pamph_suikei.html)を御確認下さい。

はじめに

平成23年度の水田・畑作経営所得安定対策については、従前の生産条件不利補正対策（旧ゲタ対策）が戸別所得補償制度の「畑作物の所得補償交付金」に移行する一方、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）は、制度の基本的な枠組みを維持しつつ、存続することとなります。

本パンフレットでは、収入減少影響緩和対策の内容について、詳しくご説明していきます。

～ 目 次 ～

	頁
1. 対策の内容	1
2. 支援対象者	2
(1) 認定農業者になるには	2
(2) こんな集落営農が対象になります	3
3. 経営規模要件	4
4. 具体的な支援の内容	6
(1) 制度の概要	6
(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の試算例	7
(3) 米価変動補てん交付金との調整措置	9
5. 対策の加入手続等	10
(1) スケジュール	10
(2) 加入申請（継続加入の場合）	11
(3) 加入申請（新規加入の場合）	12
6. 農業経営基盤強化準備金制度	13
○ 問い合わせ先一覧	14

1. 対策の内容

○ 支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で**一定の経営規模**（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、**地域の実態に即した様々な特例・特認も準備**（P4参照）されています。

認定農業者



一定の経営規模

集落営農組織



【5つの取組を行う集落営農が対象】

農用地の利用集積目標の設定

規約の作成

共同販売経理

法人化計画の作成

主たる従事者の所得目標の設定

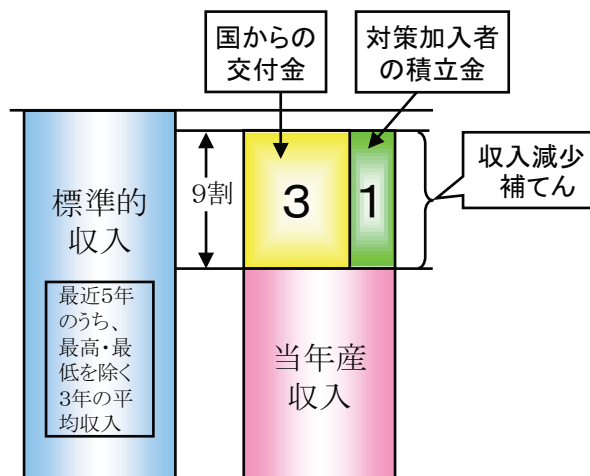
○ 支援の内容

収入減少影響緩和対策

（「ナラシ対策」）

- ・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。）していただく必要があります（P 6～8 参照）。
- ・ 平成23年産米については、戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金との重複を避けるための調整措置が行われます（P 9～10 参照）。

【対象品目は3品目】 米、麦、大豆



2. 支援対象者

(1) 認定農業者になるには

- 認定農業者になるには、5年後の自らの経営目標やその達成のための取組内容を表した「**農業経営改善計画**」を作成して、**市町村に計画の認定を申請**する必要があります。

市町村は、計画の内容が認定基準を満たすかどうか審査の上、認定します。

～ 認定までの流れ ～

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



経営改善を図ろうとする方

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、性別や年齢等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

各種支援

ミニQ&A

「認定農業者に年齢制限はあるの？」

→ 国として**一律の年齢制限は設けていません**。市町村において年齢制限を設け、画一的な運用を行っている場合には、これを**廃止するか、または弾力的な運用**を行うよう指導しています。

「現在の経営規模が4ha未満でも認定農業者になれるの？」

→ 現在の経営規模が小さくても、経営規模の拡大、新規作物の導入、農産物加工・販売等により、**市町村基本構想で示す目標所得等を目指して農業経営の改善を図ろうとする方**であれば、**認定の対象**となります。

(2) こんな集落営農が対象になります

- 地域の農業を担う集落営農は、将来にわたって効率的で安定した農業経営を行うことができるよう、**特定農業団体**となるか、**これと同様の要件（以下の5つ）を備えること**が必要です。

農用地の利用集積目標を定めること

地域の農用地の**2/3以上**を集積(農作業を受託)する**目標(5年後)**を定めます。

〔 **地域の生産調整面積の過半**を受託する組織の場合は、**1/2以上**の集積で足りす。 〕

※「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲(集落など)で捉えることが原則ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができます。

規約を作成すること

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた**組織の規約**を作成します。

共同販売経理を行うこと

①**集落営農組織の口座**を設けて、②対象品目について**組織名義**で出荷し、③その**販売代金を組織の口座**で受け取ります。

法人化計画を作成すること

法人となる**計画(5年以内)**を作成します。

主たる従事者の所得目標を定めること

組織の主たる従事者について、**農業所得の目標**を定めます。



ミニQ&A

「共同販売経理は、家計まで一緒にしないとダメなの？」

→ 構成員の生活資金や個別の農業経営等の経理を行う**個人の口座**までもまとめる必要はありません。

「予定日までに法人化できなかった場合は？」

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定日までに法人化できなかった場合は、**目標を延期**することができます。

「法人化できなかった場合に、既に受け取った交付金は？」

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還**を求められるものではありません

「主たる従事者を特定できない場合は？」

→ 集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数**を定めればよく、また、目標農業所得額は市町村**基本構想**に定められた額を目標とすることもできます。

3. 経営規模要件

- 経営規模の要件は原則、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえ、①物理的特例、②所得特例、③生産調整特例、④市町村特認が措置されています。これにより、熱意をもって営農に取り組む方が対策に参加することが可能です。

以下のいずれかに該当すれば対策に加入することができます。

① 面積要件(物理的特例で緩和)を満たす場合

原則は、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、**集落の農地が少ないなど**、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、**面積要件が緩和**されています（物理的特例）。

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	都府県：2.6ha～4ha 北海道：6.4ha～10ha	平場：12.8ha～20ha 中山間：10ha～20ha

※ 各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせください。

② 所得特例を満たす場合

有機栽培や複合経営等により**十分な農業所得があれば対象**になります。

〔特例の要件〕

- ・ 対象者（集落営農組織の場合は、主たる従事者）の農業所得が市町村の目標農業所得の過半であること
- ・ 対象品目の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上であること
- ・ 農業経営改善計画等に記載した農産物の加工・販売、その他の所得の額も含めることができます。

③ 生産調整特例を満たす場合（集落営農に限ります。）

地域の**生産調整に取り組む組織**であれば**面積要件は大幅に緩和**されます。

〔特例の要件〕

- ・ 地域の生産調整面積の過半を受託している組織であること

〔基準〕

- ・ 地域ごとの生産調整率により基準が設定されています。（下限：平場7ha、中山間4ha）

※ 各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

④ 市町村特認の対象になる場合

詳しくは次頁参照

※ 経営規模として算入できる面積

- 農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です（樹園地、採草放牧地は除く。）。
- 「権原」（所有権、賃借権等）を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「受託面積」も算入できます。

市町村特認の内容

- 面積要件や特例に該当しない方でも、「**地域水田農業ビジョン**」に位置付けられた地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、**市町村の判断**で本対策に**加入**できます。

市町村特認の対象者(ガイドライン)

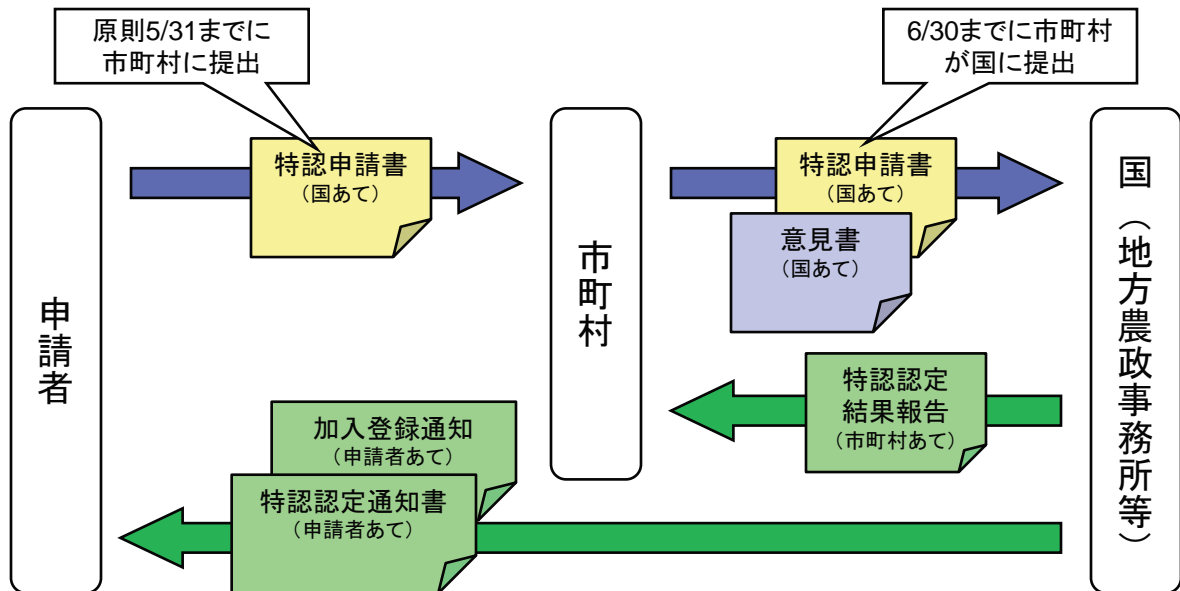
地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

- **地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織**
(※ 集落営農組織は、P 3 の 5 つの要件を満たしていることが必要です。)

その他市町村が特に必要と認めた者

- 加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった者など

～ 市町村特認の申請・認定事務手続のながれ ～



4. 具体的な支援の内容

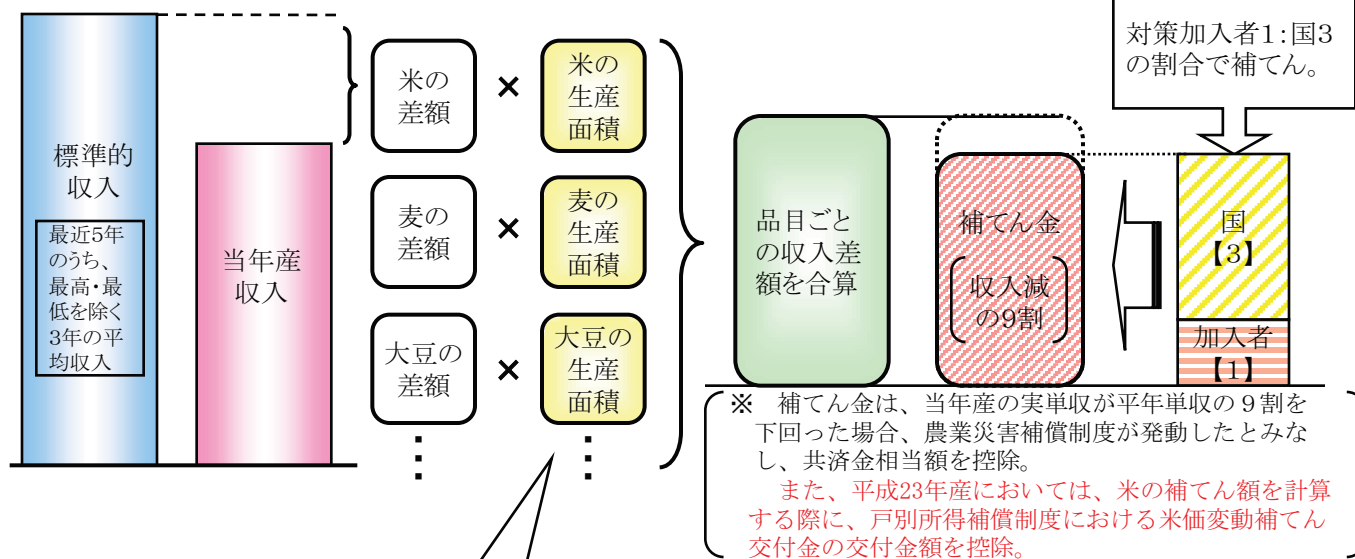
(1) 制度の概要

- 対策加入者の**収入減少による農業経営への影響を緩和**するため、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合に、その**差額の9割を補てん**します。
- 補てんを受けるには、**対策加入者も**予め一定額の**積立金を拠出**（**20%の収入減少に備えた額が上限。**）する必要があります。

$$\text{補てん金} = (\text{標準的収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$$

- **米、麦、大豆**の3品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の米・麦・大豆は支援対象外）です。

〔都道府県等ごとに算定〕



$$\text{当年産の生産実績数量（対策加入者ごと）} \div \text{当年産の実単収（都道府県等ごと）}$$

<補てん金の対象となる生産実績数量について（米穀）>

米穀については、生産数量目標（農業者間調整等後の確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で主食用として収穫年の翌年の3月31日までに、

- ① 対策加入者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 対策加入者又は対策加入者から委託を受けた者（JAや集荷業者以外）が、消費者等に販売することとしたものが対象です。

※なお、米穀以外は、戸別所得補償制度の「数量払い」と同じ範囲です。

(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の試算例

- A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）について、米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上昇、米・麦・大豆の収量に変動がなかった場合の試算例。
- この例では、Bさんは**142千円の拠出**で、**504千円の補てん**が受けられます。（ただし、米価変動補てん交付金の支払いがある場合は、これよりも少なくなります。）
- また、収入減少による補てんが行われなかった積立金については、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

A町で営農するBさんの場合

米：4ha、小麦：2ha、大豆：2ha

(当年産収穫量)

米：21,000kg、小麦：7,600kg、大豆：3,600kg
(1等) (Aランク・1等) (2等)

【A町のデータ】

標準的収入(5中3)

・米 : 140千円/10a
・小麦 : 15千円/10a
・大豆 : 21千円/10a

当年産収入

・米 : 126千円/10a
・小麦 : 13千円/10a
・大豆 : 23千円/10a

【A町のデータ】

当年産実単収(〇〇県)

・米 : 525kg/10a
・小麦 : 380kg/10a
・大豆 : 180kg/10a

<加入時の対策加入者の拠出額>

拠出額 = 品目ごとの「標準的収入 × 生産予定面積」の合計 × 10% × 9割 × 1/4

米 140千円/10a × 4ha = 5,600千円

小麦 15千円/10a × 2ha = 300千円

大豆 21千円/10a × 2ha = 420千円

× 10% × 9割 × 1/4

Bさんの拠出額

拠出額

142千円

(注) 10%の減収に備えた積立額を拠出する場合です。

また、対策加入者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が対策加入者の拠出額となります。

<収入減少が起きたときの補てん額>

$$\text{補てん額} = \text{品目ごとの「収入増減額} \times \text{生産面積」の合計} \times 9\text{割}$$

米価変動補てん交付金の支払いがある場合は、米の補てん額はこれよりも少なくなります(次ページ参照)。

国からの交付金: 378千円
積立金の返納額: 126千円

米	▲14千円/10a	×	4ha	=	▲560千円
小麦	▲2千円/10a	×	2ha	=	▲40千円
大豆	2千円/10a	×	2ha	=	40千円

合計 ▲560千円 × 9割 = **504千円** (Bさんの補てん額)

補てん額 → **504千円**

補てんが行われなかった積立金16千円(142千円-126千円)は、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

上記の補てん額の算定に用いたデータ

1 A町の品目ごとの収入増減額

米	…	126千円/10a	—	140千円/10a	=	▲14千円/10a
小麦	…	13千円/10a	—	15千円/10a	=	▲2千円/10a
大豆	…	23千円/10a	—	21千円/10a	=	2千円/10a

A町の当年産収入

A町の標準的収入

2 Bさんの品目ごとの生産面積

米	…	21,000kg	÷	525kg/10a	=	4ha
小麦	…	7,600kg	÷	380kg/10a	=	2ha
大豆	…	3,600kg	÷	180kg/10a	=	2ha

Bさんの当年産収穫量

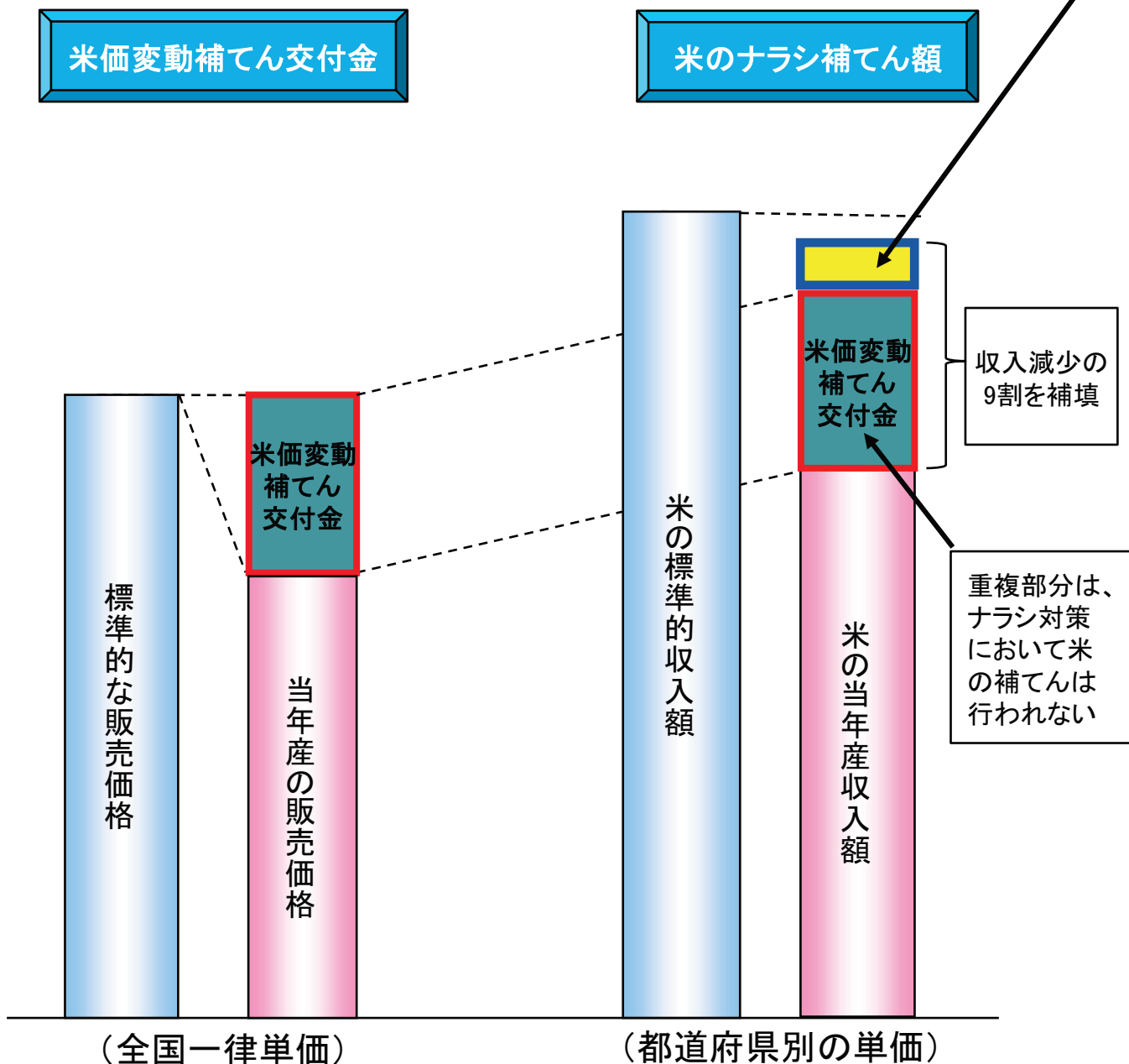
A町の当年産実単収

(3) 米価変動補てん交付金との調整措置

- 平成23年産米については、戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金の支払が行われ、ナラシ対策においても米について補てんが行われる場合には、両制度の補てん内容が重複しないよう、ナラシ対策における米の補てん額を計算する際に、米価変動補てん交付金の交付金額を控除することになります。

【調整措置】

平成23年産米のナラシ補てん額＝
(米の標準的収入額－米の当年産収入額)×0.9－米価変動補てん交付金

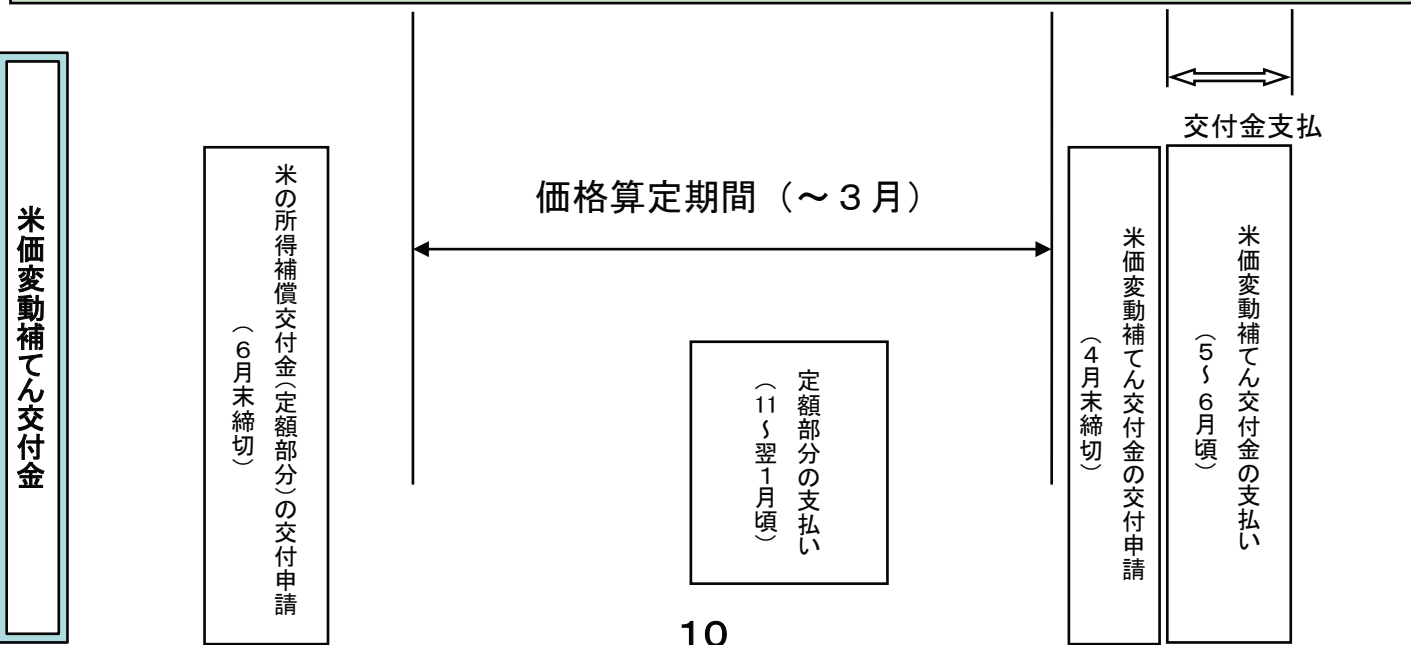
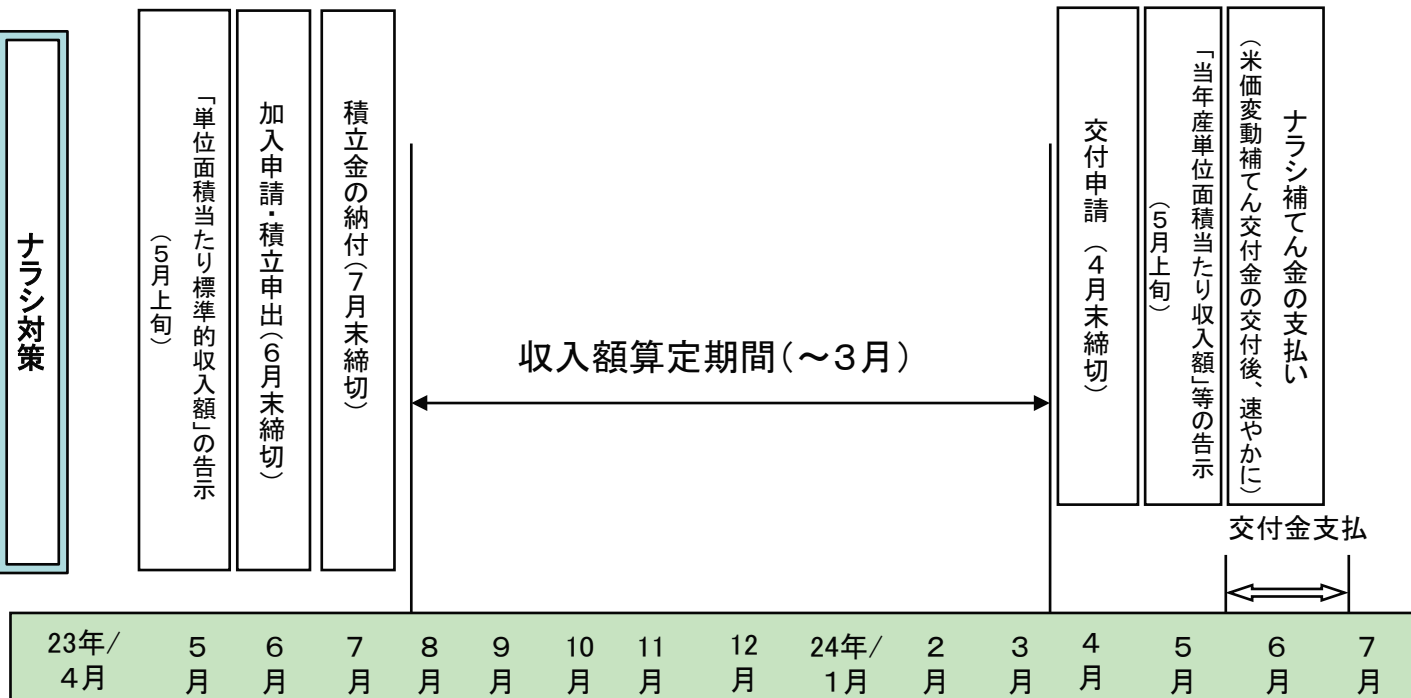
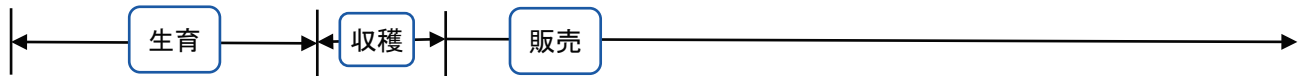


5. 対策の加入手続・スケジュール等

(1) 23年産のスケジュール

- 戸別所得補償制度の米価変動補てん交付金は、生産年翌年の5月～6月頃に交付。
- ナラシ交付金(収入減少影響緩和対策)については、生産年の5月上旬に「単位面積当たり標準的収入額」を告示し、農業者はこの告示に基づき、7月末までに積立金を積立て。翌年5月上旬に「単位面積当たり当年産収入額」を告示し、両告示の収入差額等に基づき補てん。(米価変動補填交付金が交付された後、速やかに実施。)

米の場合
(平成23年産)



(2) 加入申請手続き (継続加入の場合)

- 23年産の加入・積立申出の手続きについては、事務効率化の観点から、**戸別所得補償制度と一体的に行う**こととし、**従前の様式を変更**しました。
- 具体的には、戸別所得補償の「交付申請書」「営農計画書」に加えて提出される**「加入実績確認書兼積立申出書」**において、**「収入減少影響緩和対策」**について**「加入する」**にチェックし、**コース選択、申出内容の記入**を行います。
 - ※ なお、23年産ナラシの受領口座は、戸別所得補償制度と同じ受領口座となります。
 - ※ 新規加入の場合は、次頁を参照。

加入実績確認書 兼積立申出書(様式6)

様式第6号
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者であって、畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成23年度について、下記のとおりであることを申し出ます。
なお、農業者の収入に対する補償安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第60号)第2条第2項第3号に規定する農地(選擇農地)がないことを誓約します。

届出年月日 23年 月 日

フリボナ
氏名又は法人・組織名
フリボナ
代表者名(個人・組織の名)

(届出管理入庫) 交付申請管理コード 地域協議会管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」加入申請管理コード A

平成22年度の加入状況

加入状況	田舎の自給	地域との関係
<input type="checkbox"/> 認定農業者(個人) <input type="checkbox"/> 認定農業者(法人) <input type="checkbox"/> 特定農業団体 <input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の兼業農業経営者	<input type="checkbox"/> 地域の農産物産出量の減少(農産物の削減に起因した特例) <input type="checkbox"/> 地域の生産調整政策の導入を伴っている農業者(農産物の削減による特例) <input type="checkbox"/> 基本単価の算出標準単価の2分の1以上の農業所得を確保している農業者の特例(農産物に由来しない特例) <input type="checkbox"/> 市町村特例を受けている <input type="checkbox"/> 特例・特例は適用していない。	<input type="checkbox"/> 地域の関係が少ない場合の特例(数值的制約に起因した特例) <input type="checkbox"/> 地域の生産調整政策の導入を伴っている農業者(農産物の削減による特例)

※ 平成23年度について、上記について変更はない
 変更ない 変更ある(変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください)

農業者組織における要件の確認

特定農業団体以外の農業者の加入について

法人化等計画書に於いて、法人化への取組みを進めている
 農用地利権等権利関係の整理に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産計画の状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が 実行されている 実行できていない

収入減少影響緩和対策(収入減少補てん)

加入する 加入しない

加入する場合は、以下に記入してください

23年度収入減少影響緩和交付金(収入減少補てん)について、積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域区分	生産予定面積
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

積立金の積立コースを記載してください。
 (積立する農産物が指定農産物)
 ※ 加入申請書と交付金の交付にあたり、農業者の農業経営に即した生産内容であることを確認できなかった場合、申請について補てんがなされません。
 10%の減額に該当した積立金を積立予定
 20%の減額に該当した積立金を積立予定

(出庫準備)
 1. 対象農産物ごとの、地域区分(地域別・無地域)ごとの生産予定面積を記入してください。
 2. 加入申請書と交付金の交付にあたり、農業者の農業経営に即した生産内容であることを確認できなかった場合、申請について補てんがなされません。
 3. 戸別所得補償制度における所得補償額と加入交付金が交付される場合は、当該交付金の積立額を収入減少影響緩和交付金の積立額から控除します。

畑作物の所得補償交付金又はナラシ交付金の受領を希望する者は必ず提出。

対象者要件の確認

氏名・加入実績データ等を予め印字したものを配布します。(変更があれば、二重線を引いた上で訂正してください。)

該当するものにチェックする

ナラシ加入申請・積立申出

「収入減少影響緩和対策」に「加入する」にチェックする

10%コース・20%コースを選択

申出内容を記入

(3) 加入申請手続き（新規加入の場合）

○ 新規加入の場合、以下の書類が必要になります。

認定農業者の場合

- ◎戸別所得補償制度の交付申請書・営農計画書
- ◎加入実績確認書兼積立申出書
- ◎農業経営改善計画認定書（写）
- ◎共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、
2年目以降提出
を省略できます。

集落営農組織の場合

- ◎戸別所得補償制度の交付申請書・営農計画書
- ◎加入実績確認書兼積立申出書
- ◎法人化等計画書
- ◎定款又は規約（写）
- ◎特定農用地利用規程認定書（写）等（特定農業団体の場合）
- ◎共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、
2年目以降提出
を省略できます。

詳しくは、農政事務所などにお問い合わせください。

ミニQ&A

「新規加入の場合、書類はどこに提出するのですか？」

→ 農政事務所に提出して下さい。新規加入の場合は、添付書類を確認する必要がありますので、農政事務所への提出をお願いします。

「申請手続きを農協等に委託することはできますか？」

→ 委託できます。農協と受委託契約を締結することにより、申請手続きを農協等を通じて行うことができます。詳しくは、最寄りの農協等にお問い合わせください。

「翌年度の交付申請時に必要な書類は何ですか？」

→ ナラシの交付申請を行う場合には、以下の書類の提出が必要です（米の場合）。

- ① 交付申請書
- ② 生産数量目標を確認できる書類
- ③ 品位等検査結果を確認できる書類
- ④ 出荷伝票、販売契約書、販売委託契約書など、販売数量を確認できる書類

6. 農業経営基盤強化準備金制度

農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地・農業用機械等の取得)を図る取り組みを支援

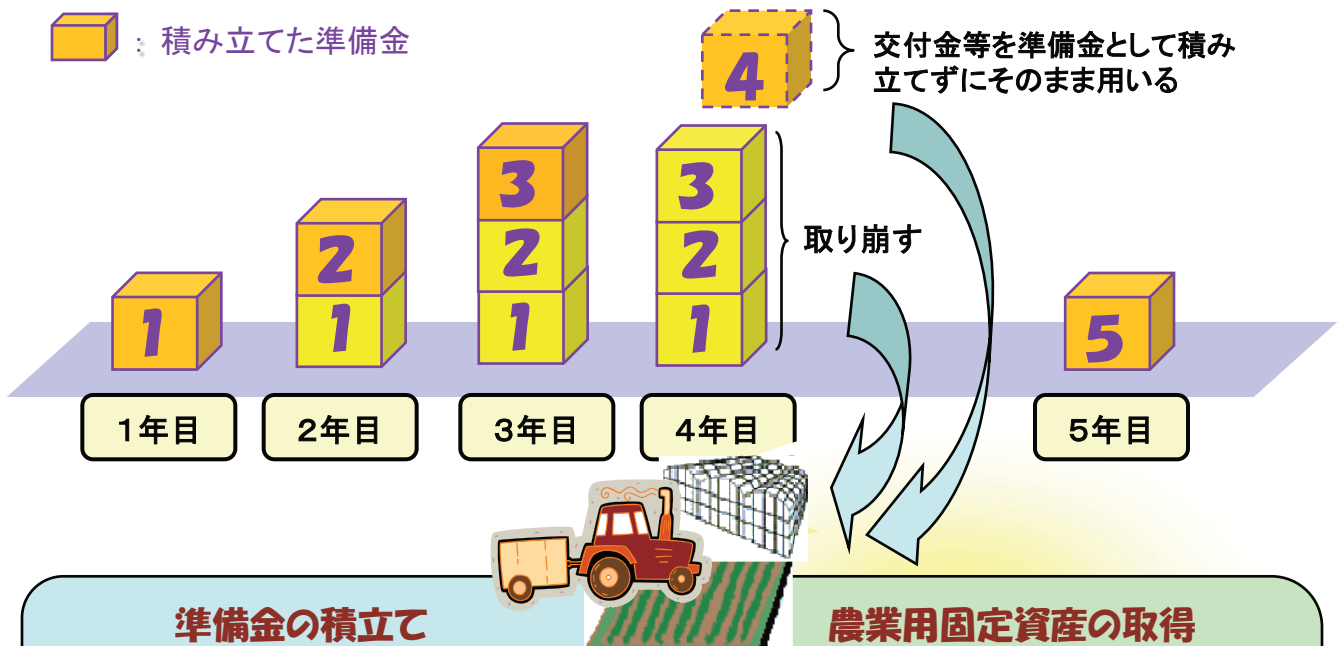
(特例措置の内容)

- 農業者が、農業者戸別所得補償制度や収入減少影響緩和対策などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
 - さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※1できます。
- 注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例)3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



交付金等を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積立てない交付金等は、課税対象)

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金等の額

交付金等を投資に振り向け、経営発展!

注: 積立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。

問い合わせ先一覧

「水田・畑作経営所得安定対策」（ナラシ対策）に関するお問い合わせは、以下の窓口で受け付けています。お気軽にご連絡ください。

（東北・関東・北陸）

都府県名	相談窓口	電話番号	FAX番号
青森県	青森地域センター 農政推進グループ	017-777-3512	017-775-2190
	青森地域センター 弘前支所	0172-27-5705	0172-28-1677
	八戸地域センター 農政推進グループ	0178-29-2114	0178-29-2117
岩手県	盛岡地域センター 農政推進グループ	019-624-1129	019-654-2940
	盛岡地域センター 宮古支所	0193-62-2412	0193-63-3844
	奥州地域センター 農政推進グループ	0197-24-3010	0197-24-3616
宮城県	東北農政局 経営・事業支援部担い手育成課	022-221-1105	022-722-7378
	大崎地域センター 農政推進グループ	0229-23-6211	0229-22-2824
	大崎地域センター 石巻支所	0225-95-2403	0225-95-3815
秋田県	秋田地域センター 農政推進グループ	018-862-5720	018-862-5689
	秋田地域センター 北秋田支所	0186-62-0158	0186-62-3698
	大仙地域センター 農政推進グループ	0187-62-2124	0187-62-2196
山形県	山形地域センター 農政推進グループ	023-622-7247	023-622-7256
	酒田地域センター 農政推進グループ	0234-33-7246	0234-33-7245
福島県	福島地域センター 農政推進グループ	024-534-4145	024-534-5253
	福島地域センター 会津若松支所	0242-28-2700	0242-28-5525
	福島地域センター 郡山庁舎	024-922-1614	024-934-5419
	いわき地域センター 農政推進グループ	0246-23-8511	0246-23-8512
	いわき地域センター 白河庁舎	0248-22-1241	0248-22-1243
茨城県	水戸地域センター 農政推進グループ	029-221-2186	029-233-9550
	土浦地域センター 農政推進グループ	029-843-6875	029-843-1411
	土浦地域センター 筑西支所	0296-49-8380	0296-25-3760
栃木県	宇都宮地域センター 農政推進グループ	028-633-3315	028-633-3401
	大田原地域センター 農政推進グループ	0287-23-5612	0287-23-5613
群馬県	前橋地域センター 農政推進グループ	027-221-2685	027-221-2687
埼玉県	関東農政局 経営・事業支援部担い手育成課	048-740-0390	048-740-0081
	関東農政局 熊谷支所	048-523-0610	048-524-9132
千葉県	千葉地域センター 農政推進グループ	043-224-5617	043-224-5617
	千葉地域センター 君津支所	0439-54-1251	0439-54-8279
	千葉地域センター 匝瑳支所	0479-72-0341	0479-72-1666
東京都	東京地域センター 農政推進グループ	03-3214-7312	03-3214-1649
神奈川県	横浜地域センター 農政推進グループ	045-211-7176	045-212-9031
山梨県	甲府地域センター 農政推進グループ	055-226-6615	055-232-4478
長野県	長野地域センター 農政推進グループ	026-234-5112	026-235-1397
	長野地域センター 佐久支所	0267-62-6271	0267-62-6272
	松本地域センター 農政推進グループ	0263-47-2001	0263-47-2179
	松本地域センター 伊那支所	0265-72-3178	0265-72-4185
静岡県	静岡地域センター 農政推進グループ	054-200-5500	054-246-3337
	静岡地域センター 君津支所	055-933-5821	055-933-5825
	浜松地域センター 農政推進グループ	053-456-4620	053-456-4615
新潟県	新潟地域センター 農政推進グループ	025-228-5281	025-223-2274
	新潟地域センター 佐渡支所	0259-63-2561	0259-63-3159
	長岡地域センター 農政推進グループ	0258-31-2131	0258-31-2170
	長岡地域センター 上越支所	025-524-2202	025-522-5760
富山県	富山地域センター 農政推進グループ	076-441-9307	076-441-9326
石川県	北陸農政局 経営・事業支援部担い手育成課	076-232-4343	076-234-3076
	北陸農政局 七尾支所	0767-53-0719	0767-53-7322
福井県	福井地域センター 農政推進グループ	0776-35-3225	0776-36-1796
	福井地域センター 敦賀支所	0770-23-5700	0770-25-2366

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時（12時から13時を除く）

(東海・近畿・中国四国・九州・沖縄)

都府県名	相談窓口	電話番号	FAX番号
岐阜県	岐阜地域センター 農政推進グループ	058-271-4407	058-274-0656
	高山地域センター 農政推進グループ	0577-32-1155	0577-32-1156
愛知県	東海農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	052-223-4626	052-201-1703
	豊橋地域センター 農政推進グループ	0532-56-3080	0532-56-3034
三重県	津地域センター 農政推進グループ	059-228-3199	059-228-7056
	津地域センター 伊勢支所	0596-23-3855	0596-28-1018
滋賀県	大津地域センター 農政推進グループ	077-522-4261	077-523-5977
	東近江地域センター 農政推進グループ	0748-23-3841	0748-23-3844
京都府	近畿農政局 経営・事業支援部担い手育成課	075-414-9018	075-414-7345
大阪府	大阪地域センター 農政推進グループ	06-6943-9691	06-6943-9699
兵庫県	神戸地域センター 農政推進グループ	078-331-9951	078-331-2550
	姫路地域センター 農政推進グループ	079-281-3697	079-281-3693
	豊岡地域センター 農政推進グループ	0796-22-2179	0796-22-2172
奈良県	奈良地域センター 農政推進グループ	0742-36-2981	0742-36-2985
和歌山県	和歌山地域センター 農政推進グループ	073-436-3832	073-433-5668
	和歌山地域センター 田辺支所	0739-22-5551	0739-22-7039
鳥取県	鳥取地域センター 農政推進グループ	0857-22-3256	0857-27-9672
	鳥取地域センター 米子支所	0859-22-0111	0859-22-3555
島根県	松江地域センター 農政推進グループ	0852-24-7311	0852-27-8858
	松江地域センター 浜田支所	0855-22-0980	0855-22-0981
岡山県	中国四国農政局 経営・事業支援部担い手育成課	086-230-4256	086-224-8013
広島県	広島地域センター 農政推進グループ	082-228-9483	082-228-5834
	福山地域センター 農政推進グループ	084-955-8631	084-955-1953
山口県	山口地域センター 農政推進グループ	082-228-9483	083-934-1120
徳島県	徳島地域センター 農政推進グループ	088-622-6132	088-655-4657
香川県	高松地域センター 農政推進グループ	087-831-8185	087-831-8156
愛媛県	松山地域センター 農政推進グループ	089-932-6989	089-932-1874
	松山地域センター 大洲支所	0893-24-3023	0893-24-7775
高知県	高知地域センター 農政推進グループ	088-875-2151	088-820-0202
	高知地域センター 四万十支所	0880-34-1231	0880-34-5240
福岡県	福岡地域センター 農政推進グループ	092-281-8261	092-291-7278
	福岡地域センター 久留米支所	0942-32-2344	0942-36-1120
	北九州地域センター 農政推進グループ	093-561-1596	093-581-1214
佐賀県	佐賀地域センター 農政推進グループ	0952-23-3136	0952-23-3143
長崎県	長崎地域センター 農政推進グループ	095-845-7132	095-845-7183
熊本県	九州農政局 経営・事業支援部担い手育成課	096-211-9290	096-211-9825
	八代地域センター 農政推進グループ	0965-35-7311	0965-35-7122
	八代地域センター 天草支所	0969-22-4195	0969-24-2555
大分県	大分地域センター 農政推進グループ	097-532-6134	097-532-6281
	大分地域センター 宇佐支所	0978-32-1421	0978-33-3326
	大分地域センター 豊後大野支所	0974-22-1037	0974-22-5627
宮崎県	宮崎地域センター 農政推進グループ	0985-22-3184	0985-22-5920
	宮崎地域センター 都城支所	0986-23-3966	0986-23-4871
	延岡地域センター 農政推進グループ	0982-33-0704	0982-33-3600
鹿児島県	鹿児島地域センター 農政推進グループ	099-222-7591	099-224-1501
	鹿児島地域センター 薩摩川内支所	0996-23-2306	0996-20-3020
	鹿屋地域センター 農政推進グループ	0994-43-3222	0994-42-0178
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部経営課	098-866-1628	098-860-1179

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時（12時から13時を除く）